

令和3年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（10月末現在）について

1 概況（今年度は、推薦及び選考開始日が1カ月遅れたことから、前年同月ではなく前年9月値と比較している。）

		R2.10月末 (試験開始後0.5 月分)	前年9月末 (試験開始後0.5 月分)	比較 (当月-前年9 月)
①就職内定率		52.2%	53.2%	-1.0
②進路希望の状況	進学	77.0%	75.1%	1.9
	就職	22.0%	24.3%	-2.3
	臨時的仕事	0.2%	0.2%	0.0
	未定	0.7%	0.4%	0.3
③就職希望者の県内外希望割合	県内	82.6%	81.0%	1.6
	県外	17.4%	19.0%	-1.6
④県内外希望者毎の就職内定率	県内	49.5%	50.4%	-0.9
	県外	64.9%	65.0%	-0.1
⑤全内定者における県内外内定の割合	県内	78.4%	76.8%	1.6
	県外	21.6%	23.2%	-1.6

2 就職内定状況

	R2.3月末	R2.7月末 (調査開始)	R2.8月末	R2.9月末	R2.10月末 (試験開始後0.5 月分)	前年9月末 (試験開始後0.5 月分)	比較 (当月-前年9 月)
内 定 率	99.2%	—	—	—	52.2%	53.2%	-1.0
男 子	99.4%	—	—	—	54.7%	56.4%	-1.7
女 子	98.9%	—	—	—	48.6%	48.8%	-0.2
全 国 平 均	98.1%	—	—	—	—	—	—

【内訳】

卒業（予定）者	19,375	19,065	19,055	19,047	19,019	19,444	-425	
進学希望者	14,596	14,558	14,605	14,612	14,651	14,603	48	
臨時的仕事希望者	216	26	23	33	44	36	8	
進路未定者	73	284	189	162	138	82	56	
就職希望者	4,490	4,197	4,238	4,240	4,186	4,723	-537	
内 訳	県 内	3,531	3,692	3,710	3,637	3,459	3,826	-367
	県 外	959	505	528	603	727	897	-170
	職安・学校紹介	3,855	3,454	3,453	3,434	3,411	3,882	-471
	縁故・自営	210	107	121	129	130	149	-19
	公務員	425	636	664	677	645	692	-47
就職内定者	4,455	—	—	—	2,185	2,513	-328	
内 訳	県 内	3,498	—	—	—	1,713	1,930	-217
	県 外	957	—	—	—	472	583	-111
	職安・学校紹介	3,821	—	—	—	2,059	2,458	-399
	縁故・自営	209	—	—	—	39	50	-11
	公務員	425	—	—	—	87	5	82
就職未内定者	35	—	—	—	2,001	2,210	-209	
月間受験者数	65	—	—	—	3,403	4,054	-651	

3 学科別・地域別内定状況及び求人倍率等

○学科別内定状況

学科別内定率	普通科	農業科	工業科	商業科	水産科	家庭科	福祉科	総合学科
R2.10月末	39.6%	53.6%	68.0%	60.4%	55.3%	34.0%	77.3%	54.6%
前年9月末	39.2%	55.0%	74.9%	55.6%	46.3%	47.6%	71.4%	55.8%

○地域別内定状況

地域別内定率	仙台	大和	石巻	塩釜	古川	大河原	白石	築館	迫	気仙沼
R2.10月末	46.9%	61.5%	52.6%	44.9%	54.1%	55.1%	67.2%	59.7%	61.6%	47.9%
前年9月末	51.5%	55.0%	51.2%	44.7%	57.1%	49.1%	73.7%	55.6%	62.9%	47.3%

○宮城労働局発表 県内求人倍率（10月末現在）（職安学校紹介のみ、ただし特別支援学校・通信制含む）

	27年3月卒	28年3月卒	29年3月卒	30年3月卒	31年3月卒	2年3月卒	3年3月卒
県内求人数	8,825	9,239	9,671	10,646	11,215	11,214	9,338
県内求職者数	3,458	3,469	3,403	3,202	3,128	3,132	2,807
求人倍率	2.55	2.66	2.84	3.32	3.59	3.58	3.33

令和3年度宮城県立中学校入学者選抜出願者数について

- 1 出願期間 令和2年11月30日（月）～12月4日（金）午後3時
（郵送は午後4時）
- 2 募集定員 各校105人

3 出願者数及び出願倍率

校名	募集定員	出願者数	出願倍率
宮城県仙台二華中学校	105人	405人	3.86倍
宮城県古川黎明中学校	105人	202人	1.92倍

4 適性検査

- (1) 実施日 令和3年1月9日（土）午前8時30分～
- (2) 会場 ○ 宮城県仙台二華中学校・高等学校
○ 宮城県古川黎明中学校・高等学校
- (3) 内容 総合問題，作文，面接
- (4) 結果通知 令和3年1月15日（金）

<参考>

令和2年度宮城県立中学校入学者選抜の出願者数

校名	募集定員	出願者数	出願倍率
宮城県仙台二華中学校	105人	473人	4.50倍
宮城県古川黎明中学校	105人	224人	2.13倍

県立中学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症等への対応について

1 受検生本人が感染または濃厚接触者に特定された場合

受検生の状況		受検対応
A 感染症罹患患者		受検できない ⇒ 調査書による選抜 (特例措置)
B 濃厚接触者	以下の項目に1つでも該当する場合 ①PCR検査で陰性が確認されていない (検査結果が判明していない場合も含む) ②37.5℃以上の発熱症状がみられる ③微熱, 咳, 鼻水等の症状がみられる	別室(濃厚接触者用)での受検
	以下の項目の全てに該当する場合 ①PCR検査で陰性が確認されている ②受検当日も無症状である ③公共交通機関を利用せずに検査会場まで行くことができる	

2 受検生本人が濃厚接触者ではない場合

受検生の状況		受検対応
C 発熱等の症状がある場合	インフルエンザ罹患患者	別室(インフルエンザ用)での受検
	インフルエンザ様症状及び発熱, 咳, 鼻水等の症状がある者	別室(その他)での受検
D 発熱等の症状がない場合*		受検できる

※新型コロナウイルス感染症罹患患者が確認された小学校において、「2 D」に該当する受検者に限って、小学校長から「新型コロナウイルス感染症に対する精神的不安」を理由に配慮申請があった当該中学校長は県教委員会教育長と協議の上、配慮することが妥当であることを認めた場合、該当する受検生の別室受検を認めることとする。

3 調査書による選抜（特例措置）又は別室受検の申請について

調査書による選抜（特例措置）又は別室での受検対応を必要とするときは、小学校長から中学校長へ配慮申請書（様式Ⅱ－３）を提出する。

（１）対象者

- A 感染症罹患者
- B 濃厚接触者
- C 発熱等の症状がある者
- D 発熱等の症状がない者のうち、新型コロナウイルス感染症の罹患者が確認された小学校において、小学校長が「新型コロナウイルス感染症に対する精神的不安」を理由に配慮申請する者
※新型コロナウイルス感染症以外の配慮申請については、「選抜要項」及び「募集要項」の「身体上のこと等で特に配慮を要する者及び海外帰国者の受検に係る措置について」を参照のこと。

（２）申請の手続

イ 前々日（１月７日（木））までの手続について

該当する受検生が在籍する小学校長は、できるだけ早い時期に出願する中学校長と電話等で連絡・調整の上、中学校長に受検上の配慮申請書（様式Ⅱ－３）により申請する。

ロ 前日（１月８日（金））以降の手続について

前日以降の対応については、上記イの対応が時間的に困難であるため、別紙「適性検査前日から当日までの発熱症状対応フロー図」に沿って対応することとし、保護者と県立中学校が直接やりとりする。

- （イ）保護者は県立中学校長へ直接の電話連絡することにより申請する。
- （ロ）保護者は（イ）により申請した旨を在籍する小学校長へすみやかに電話で申し出る。
- （ハ）保護者から連絡を受けた小学校長はすみやかに出願した県立中学校長に受検上の配慮申請書（様式Ⅱ－３）を送付する。

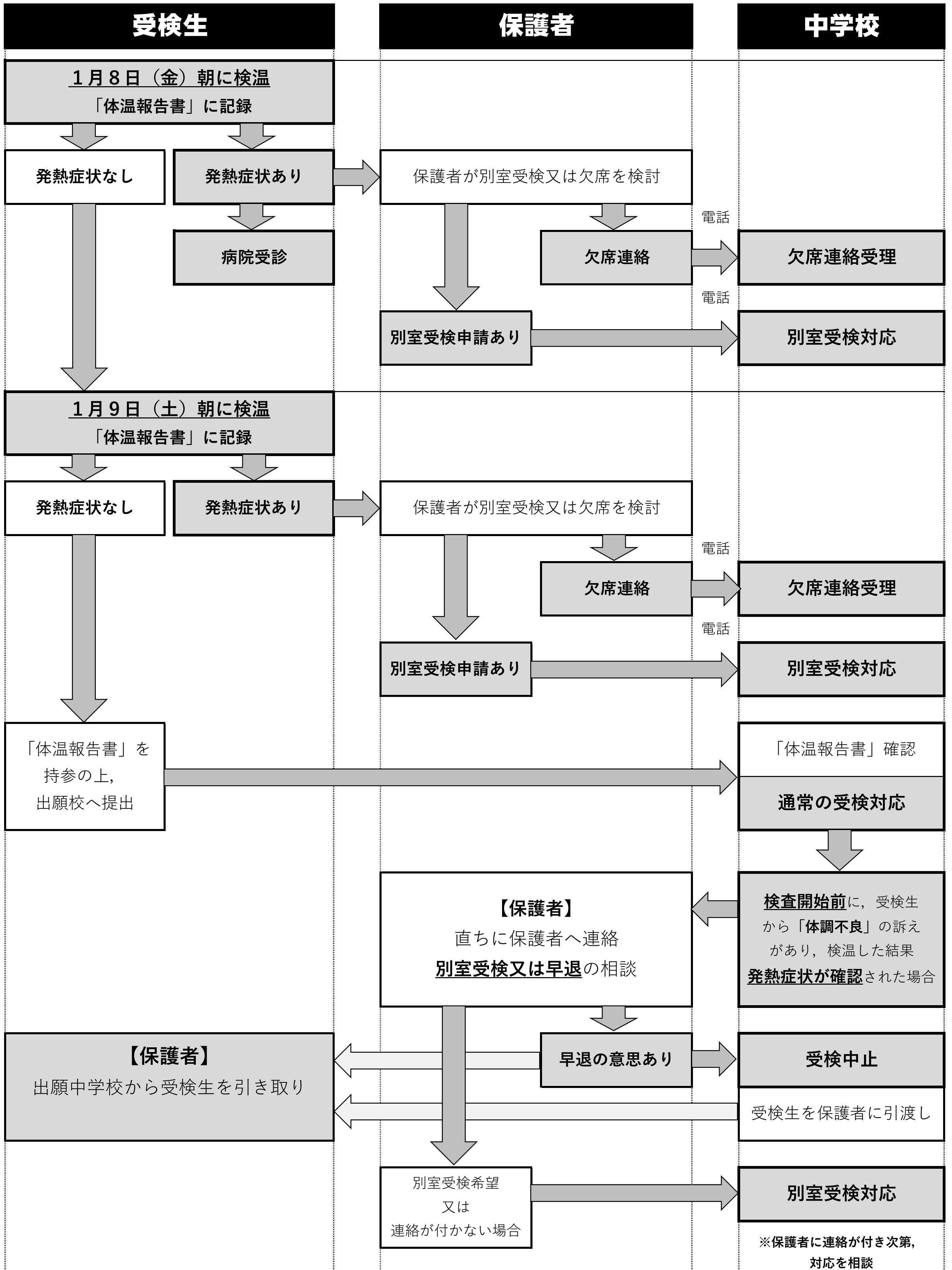
4 円滑な県立中学校入学者選抜の実施に向けた対応

- 児童及び県立中学校教職員は、マスクの着用やうがい、手洗いの励行等、新型コロナウイルス感染症予防を徹底すること。
- 検温の結果については、前日から別添「体温報告書」に記録し、受検をする県立中学校に検査日当日に提出する。
- 受検の前から継続して発熱・咳等の症状がある場合は、あらかじめ医療機関を受診すること。
- 児童や県立中学校教職員に感染が確認された場合は、速やかに県教育委員会（高校教育課）に報告し、対応を協議することとする。
- 発熱、咳等がある県立中学校教職員は勤務を控え、速やかに医療機関を受診させる等、新型コロナウイルス感染症予防に万全を期すこととする。

5 その他

- 「受検上の配慮申請書（様式Ⅱ－３）」、「適性検査前日から当日までの発熱症状対応フロー図」、「体温報告書」については、高校教育課のホームページ（<https://www.pref.miyagi.jp/site/subjigyoku/kyo-r3senbatu.html>）からダウンロードすることができる。

適性検査前日から当日までの発熱症状対応フロー図



宮城県学校防災体制在り方検討会議の報告書について

1 検討会議の概要について

（１）設置の経緯

昨年10月の石巻市立大川小学校事故訴訟に係る最高裁決定を受け、震災の教訓をもとにこれまで進めてきた学校防災の取組について改めて検証し、既存の取組の見直しや今後新たに実施すべき取組について検討するため、今年2月に有識者による「宮城県学校防災体制在り方検討会議」を設置した。

（２）構成員

所 属 等	氏 名	備 考
東北大学災害科学国際研究所 所長	今村 文彦	委員長
学校安全教育研究所 所長	戸田 芳雄	副委員長
多賀城市教育委員会 教育長	麻生川 敦	
銀座パートナーズ法律事務所 弁護士	岡本 正	
名取市立みどり台中学校 校長	平塚真一郎	
富谷市立成田中学校ささえ隊 コーディネーター	増田恵美子	

（３）会議の経過等

県立及び市町村立学校並びに各市町村教育委員会に対して調査を行い、4回にわたり開催された会議を通じて、これまでの学校防災の取組に係る検証や、新たな学校防災体制の構築に向けた今後の取組の方向性に関する提言等を取りまとめた報告書を作成し、県教委に提出した。

2 報告書の概要について

別紙「宮城県学校防災体制在り方検討会議報告書の概要」のとおり

3 今後の対応について

- 教職員や児童生徒等のさらなる災害対応力養成のため、教職員等に対する研修や児童生徒等に対する防災教育に、提言内容を極力反映させる。
- 地域の災害特性等を踏まえた、地域ぐるみの学校防災体制の構築に向け、大学等専門機関の協力のもと、地域と連携した学校防災の取組等に対する新たな支援を検討する。
- 市町村における学校防災の取組においても参考となるよう、各種会議や研修等を通じ、市町村教育委員会や市町村立学校等に対して報告書の主旨を説明の上、提言を踏まえた取組の推進について働きかけを行う。

宮城県学校防災体制在り方検討会議報告書の概要

1 東日本大震災後における学校防災の取組

県教育委員会や学校においては、東日本大震災の教訓をもとに、平成24年に策定した「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、学校防災体制の強化と防災教育の充実に向けた以下の事業を実施

対象	基礎的な防災知識の習得・意識付け	様々な状況での判断力の養成	命を守る行動力の養成
学校 教職員等	みやぎ学校安全基本指針・学校防災マニュアル作成ガイド・学校再開ハンドブックの作成(H24～)		安全担当主幹教諭及び防災主任の配置(H24～)
	学校安全教育指導者研修会(H21～)		安全担当主幹教諭及び防災主任研修会(H24～)
	教職員研修計画における防災教育(初任者研修、中堅教諭等資質向上研修、新任教頭研修会等)		避難訓練指導パッケージ(東北大学との共同研究)(R1～)
	被災地訪問型研修(新任校長)(R2～)		防災指導者研修会(自然の家主催、中堅教諭等資質向上研修対象)(H28～)
	未来へつなぐ学校と地域の安全フォーラム(H27～)		災害時学校支援チームみやぎ(R1～)
	防災教育だより(ぼうさい福袋)の発行(H24～)		
学校 児童生徒等	防災教育副読本等の発行(H25～)		防災ジュニアリーダー養成事業(H29)
			防災キャンプ推進事業(H24～)
	防災教育推進協力校事業(H26～)		
	学校安全総合支援事業(国委託事業)(H24～)		
地域等との連携	自然の家における防災教育プログラム・出前講座(H23～)		
	安全教育総合推進ネットワーク会議(H25～)		【再掲】防災キャンプ推進事業(H24～)
	【再掲】未来へつなぐ学校と地域の安全フォーラム(H27～)		
	【再掲】防災教育推進協力校事業(H26～)		

2 これまでの学校防災の取組に係る検証

学校等における具体的な取組状況を検証するため、県立及び市町村立学校、各市町村教育委員会に対し調査を行い、課題等を整理

(1) 大川小学校事故訴訟の確定判決での指摘に対する取組の検証

- ① 学校が必要とされる高いレベルの知見の獲得
 - 防災の専門機関等を活用した校内研修を行っている学校は一部にとどまる。
- ② 地域の災害特性等を踏まえた学校防災体制の整備
 - 多くの学校が、立地地域の災害特性等を踏まえた防災マニュアルを整備している一方、二次災害も想定したマニュアルとして整備している学校は4割強にとどまる。
- ③ 教育委員会による学校防災に係る不備の是正
 - 学校防災マニュアルについて、二次災害を想定したものとなるよう指導したり、二次・三次避難場所等の実地調査を行ったりしている教育委員会は6割程度にとどまるほか、専門的な見地から見直し等の支援を行っている教育委員会も一部にとどまる。

(2) 教職員や児童生徒等に必要災害対応力の養成や、地域等との連携等に係る取組の検証

- ① 教職員等における災害対応力の養成等
 - 震災の風化が懸念される中、学校長や教職員の「児童生徒等の命を守る」という高い防災意識を醸成するため、被災地訪問等による研修を実施している教育委員会や学校は一部にとどまる。
- ② 児童生徒等における災害対応力の養成等
 - 震災を経験していない児童生徒等が増える中、被災地域の見学や「マイ・タイムライン」の作成など防災を自分事として捉える取組を防災学習に取り入れている学校は一部にとどまっている。
- ③ 地域等との連携
 - 多くの学校は、市町村の指定緊急避難場所等にされるなど、地域の防災拠点としての重要な役割を担っており、学校と地域は緊密な連携が必要であるが、災害時の避難方法を地域住民との訓練を通じ確認している学校は半数程度にとどまる。

3 新たな学校防災体制の構築に向けた提言

基本方針1 教職員の様々な状況下における災害対応力の強化	
(1) 管理職や若い世代の教職員等における高い防災意識の醸成	
県・市町村教委	<p>県教育委員会は、管理職や震災後に採用された若い世代の教職員等に対し、当時の経験や教訓を生かす形で伝える被災地訪問等による研修を実施する。</p> <p>その際、管理職に対しては、二度と大川小学校のような事故を繰り返さないという強い覚悟を、また、若い世代の教職員等に対しては、児童生徒等の命を守るという重い責務を負っていることの強い自覚を促す研修内容とする。</p> <p>また、県教育委員会及び市町村教育委員会は、学校防災において、児童生徒等の命を守ることを何よりも最優先に考えなければならないことを、全ての教職員に対し研修や会議など様々な機会を通じ指導する。</p>
(2) 教職員の災害特性等を踏まえた高いレベルの防災知見の獲得	
学校	<p>大学などの専門機関や市町村の防災部局、防災関係機関、あるいは地域の実情に詳しい住民等と連携しながら、災害や防災に関する確かな知識を身に付けるとともに、学校が立地する地域の自然環境や社会的条件、過去の災害による被災状況など、自校を取り巻く地域の災害特性等を踏まえた、災害から児童生徒等の命を守るための高いレベルでの防災知見を獲得し、学校内はもとより学校外での教育活動や登下校中など、学校管理下における様々な状況下での災害に対応できる力を養成するための研修を実施する。</p> <p>その際、災害特性に加え、正常性バイアスや多数派同調バイアスなど、災害時における心理や行動の特性についても学べる内容とする。</p>
県・市町村教委	<p>管理職や防災主任などの防災担当者が上記の校内研修を行うために必要な知識や力を身に付けられるよう、指定研修や職能研修等において、具体的な事例を交えた講義や演習等を実施するとともに、校内研修で講師として協力してもらう大学などの専門機関等の調整を支援する。</p>
(3) 教職員の主体的かつ適切に行動できる能力の養成	
学校	<p>全ての教職員が防災意識や関心を高め、いかなる危機に直面しても的確に判断し、児童生徒等の命を守るために主体的かつ適切に行動できる力を身に付けるとともに、教職員間で緊密に連携し、迅速かつ円滑に対応するためのコミュニケーション能力を養成するため、学校が立地する地域の災害特性等を踏まえ、学校管理下における様々な状況下での災害発生を想定しながら、あるべき防災の取組等についてグループワークなどにより教職員同士が意見を出し合い、組織として継続的に検討するといった体験型の研修等を実施するとともに、防災担当以外の教職員についても避難訓練の企画や運営等に積極的に参画させる。</p>
県・市町村教委	<p>県教育委員会及び市町村教育委員会は、教職員等が上記の取組を行うために必要な知識や力を身に付けるための研修を実施する。</p> <p>また、学校において、上記の取組をより効果的に実施できるよう、県教育委員会は、他校の参考となるような優良事例を広く情報収集し、市町村教育委員会とも連携しながら各学校と共有する。</p>
(4) 教職員の不測の事態にも適切に対応できる能力の養成	
学校	<p>全ての教職員が学校管理下における様々な状況下での災害に迅速かつ適切に対応できる力を身に付けられるよう、地域で起こりうる全ての災害について、管理職や防災担当者不在時を想定した避難訓練や、火災等の二次災害で校舎が使用できない場合を想定した避難訓練などを実施する。</p> <p>また、不測の事態においても、児童生徒等の命を確実に守り、被害を最小化できるよう、予告なしや予めシナリオを提示しないブラインド型による避難訓練、加えて訓練後の振り返りを通じたグループワークなどにより、その時々状況に応じて迅速かつ臨機応変に対応できる観察力や判断力、行動力等を養成する。</p>
県・市町村教委	<p>県教育委員会及び市町村教育委員会は、教職員等が上記の取組を行うために必要な知識や力を身に付けるための研修を実施するとともに、学校で実施する避難訓練等の参観を通じ、改善点等について指導する。</p> <p>また、学校において、上記の取組について実効性が確保されるよう、県教育委員会は、他校の参考となるような優良事例を広く情報収集し、市町村教育委員会とも連携しながら各学校と共有する。</p>
(5) 防災担当者等における防災体制等の充実強化に係る資質・能力の養成	
県・市町村教委	<p>防災主任などの防災担当者が自校における防災教育や防災体制を充実強化できるよう、大学などの専門機関や各自治体の防災部局、防災関係機関等と連携しながら、地域の災害特性等を把握するために必要な知識や災害時における教職員の対応力を向上させる研修等を企画・実施する。</p>
学校	<p>防災主任などの防災担当者は、当該研修等により学んだ内容を自校の全ての教職員と共有し、防災教育の推進や防災体制の構築等につなげる。</p>

基本方針 2 児童生徒等の自らの命を守り他者を助ける力の育成

(1) 児童生徒等の発達段階に応じた防災教育の推進	
学校	児童生徒等が発達の段階に応じて自助や共助、公助の力を身に付けられるよう、以下の点に留意した防災教育を行う。その際、体系的で効果的な内容となるよう、カリキュラム・マネジメントにより各教科や特別活動等で横断的な防災教育を実施する。
県・市町村教委	教科等において指導すべき内容を踏まえ、近年の自然災害に対応した防災教育プログラムの作成・更新や防災教育の充実強化に資する研修等の実施に加え、学校の取組に対し、助言や支援を行う。
(2) 「命を守る」意識の醸成	
学校	児童生徒等が震災の経験や教訓を通じ命の大切さを学べるよう、震災の状況や復旧・復興の様子、震災当時の同年代の子供たちの思いを感じる作文や詩を教材とした防災教育副読本等を活用して学習する。 さらに、被災地訪問を通じた学習や、語り部の活用による学習、被災地の住民や同世代の児童生徒等との交流など、被災地に直接触れる防災教育を実施する。
(3) 防災への関心を継続的に高める取組の推進	
学校	例えば「みやぎ鎮魂の日」や「震災の月命日」等における定期的な防災学習を自校の防災教育年間指導計画に位置付け、防災教育の目的に基づきそれぞれの防災学習を関連付けて実施するなど、児童生徒等が防災への意識や関心を継続的に高められるような取組を行う。 また、児童生徒等が主体的に関心を持って防災に取り組めるよう、自然の家における地域の防災活動に役立つプログラムや、学校における地域に対する防災啓発の活動などの体験型の学習も防災教育に取り入れる。
県・市町村教委	各校においてこれらの取組等による防災教育の時間を確保し、その内容が効果的なものになるよう指導するとともに、全ての学校において防災教育が進むよう、他校の参考となるような優良事例を創出・発掘し、広く普及する。
(4) 地域の災害特性等と、とるべき行動の理解を促す防災教育の実施	
学校	学校が立地する地域の自然環境やそれに伴う災害リスク、過去の災害での被害など地域の災害特性等を児童生徒等が理解できるよう、防災関係機関や地域の実情に詳しい住民等の協力を得ながら防災教育を実施する。 また、これらの防災教育を防災教育副読本等を活用した防災教育と関連付けることで、児童生徒等が、地域の災害特性等に応じて自らがとるべき行動の理解を促す。
(5) 防災を自分事として捉え、的確かつ適切に状況判断し行動できる力の育成	
学校	児童生徒等が防災を自分事として捉え、いかなる災害においても的確に状況を判断し適切に行動できる力が備わるよう、災害時における自分自身の避難計画である「マイ・タイムライン」や「災害・避難カード」の作成、児童生徒等同士による地域の防災マップ作成といった取組を防災教育に取り入れる。 また、避難訓練を実施する際に、安全な場所へいち早く避難するための行動を児童生徒等に自ら考えさせるなど、児童生徒等の主体性と訓練の実効性を高める工夫を行う。
県・市町村教委	これらの取組について知見を有する防災関係機関や大学などの専門機関の調整など、学校の取組を支援する。
(6) 将来的な地域防災の担い手育成	
学校	学校は、児童生徒等が他者を助け、地域の一員として地域防災に貢献する「共助」や「公助」の力を身に付けられるよう、防災教育に地域における防災活動への参加等を取り入れる。
県教委	中学生や高校生に対し、宮城県防災指導員養成講習や、防災ジュニアリーダー養成研修等への積極的な受講を促すことにより、地域防災の将来的な担い手づくりを支援する。

基本方針3 地域の災害特性等を踏まえた実効性のある学校防災体制の整備

(1) 地域の災害特性等の把握	
学校	<p>学校長は、各自治体の防災部局や防災関係機関、大学などの専門機関、あるいは地域の自然環境や過去の災害などの実情に詳しい住民や地域の防災リーダー等と連携しながら、学校が立地する地域における過去の災害での被災箇所や、河川浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の状況を確認し、学校防災マニュアル等や避難訓練の内容が地域の災害特性等を踏まえ適切なものとなるよう、適宜見直しを行う。</p>
県・市町村教委	<p>各自治体の防災部局や防災関係機関、あるいは大学などの専門機関等との協力を得ながら、学校の取組を支援する。</p>
(2) 不測の事態に備えた学校防災体制の整備	
学校	<p>学校長は、学校防災マニュアル等に地震や津波、風水害など地域で起こりうる全ての災害や、地震に伴う火災等で校舎が使用できない場合など二次災害を想定した内容を明記するとともに、過去の災害やハザードマップなどの想定を超えるような災害に備えた複数の避難場所や避難経路を設定し、それらが適切かどうかを訓練等を通じて検証する。</p> <p>また、学校長は、災害時における教職員それぞれの役割分担や責任を明確にし、教職員間での共通理解を徹底した上で、管理職や防災主任などの防災担当者が不在時に災害が発生しても、残された教職員で児童生徒等に対し適切かつ確実に避難指示等の指揮が行えるよう、管理職や防災担当者不在時における権限委譲ルールを明確化する。その際、日頃の防災教育や防災体制の充実強化に係る業務のほか、実際に被災した際の災害対応等において、防災主任などの防災担当者に業務が集中することがないように、例えば校務分掌の中で各学年に防災担当者を位置付けたり、生活指導の担当者が生活安全の観点から連携したりするなど、既存の校務分掌も効果的に活用しながら、組織として対応できる学校防災体制を整備する。</p> <p>防災主任などの防災担当者は、災害発生時にどの担当者が不在でも組織的に対応できるよう、それぞれの役割や内容について理解させるための校内研修等を定期的実施する。</p>
(3) 学校の事前防災に係る点検及び不備の是正	
県・市町村教委	<p>学校における防災マニュアル等について、地震や津波、風水害など地域で起こりうる全ての災害や、地震に伴う火災等で校舎が使用できない場合など二次災害を想定した内容となっているかを定期的に点検し、不備の是正指導や課題解決への協力を行うとともに、学校で実施する避難訓練等の参観を通じ、改善点等について指導する。</p> <p>また、二次・三次避難場所や避難経路が適切なものであるかについて実地調査を行い、不備があれば是正を指示するなど、学校における事前防災が地域の災害特性等を十分に踏まえ、常に適切なものであるよう指導する。</p>
(4) 学校防災体制等に係る客観的な課題の検証	
学校	<p>学校長及び防災主任などの防災担当者は、災害時において避難行動が確実に行われるよう、児童生徒等の役割設定による教職員のみでの避難訓練や、第三者による避難訓練の評価等を通じ、学校防災マニュアル等の実効性や課題について客観的に検証し、継続的な改善につなげる。</p>
県・市町村教委	<p>県教育委員会は、学校において避難訓練等を通じた学校防災マニュアル等の改善が適切に行えるよう、ガイドラインの作成等により学校の取組を支援する。</p> <p>県教育委員会及び市町村教育委員会は、域内にあるそれぞれの学校が、地域の災害特性等やあるべき学校防災の取組を検討・共有できるよう、安全担当主幹教諭や防災主任などの防災担当者によるワーキンググループ等を通じ、防災教育や校内研修等の企画・運営、学校防災マニュアルの相互点検等の取組を支援する。</p>
(5) 学校の取組に対する支援等	
県教委	<p>学校における防災教育や防災体制の充実強化に向けた取組を支援できるよう、学校防災に係る相談窓口の設置や、大学などの専門機関の協力によるアドバイザーの派遣、あるいは安全担当主幹教諭を中心とした域内の防災主任のネットワーク等による支援を含め、学校に対する更なる人的支援について検討する。</p> <p>また、学校防災の取組について実効性が確保されるよう、学校における避難訓練の評価や指導に資する手引きや、学校防災マニュアル等見直しのためのガイドライン等を作成する。</p>
(6) 災害時における防災担当者等による災害対応支援	
県教委	<p>災害時において、被災校の災害対応や早期再開について支援できるよう、当該対応に必要な資質・能力を持った人材である「災害時学校支援チームみやぎ」の構成員を養成するとともに、チームの活動を支える体制を整備する。</p>

基本方針 4 地域や関係機関等との連携による地域ぐるみの学校防災体制の構築

(1) 地域の災害特性等に係る知見の共有	
学校	各自治体の防災部局や防災関係機関、大学などの専門機関、あるいは地域の実情に詳しい住民等と連携しながら、学校が立地する地域の自然環境や社会的条件、それに伴う災害リスク等を理解し、地域で起こりうる災害それぞれに係る避難場所や避難経路、避難方法等について保護者や地域住民と情報共有や検討を行うためのワークショップ等を開催するとともに、地域住民とも連携しながら校区における防災マップを作成することなどにより、地域の災害特性等に係る知見を共有する。
(2) 地域と連携した学校防災に係る実効性の確保	
学校	いかなる災害にも地域住民と一体となって迅速かつ適切に対応できるよう、地域住民の意見も取り入れながら学校防災マニュアル等を作成・見直しし、児童生徒等が登下校中に災害が発生した場合の対応も含め地域住民とも共有するとともに、市町村の指定緊急避難場所や指定避難所とされている学校においては、その位置付けや災害時の運営方法、役割分担等について、自治体の防災部局や地域住民と確認する。 また、地域住民や各自治体の防災部局、防災関係機関等と連携し、各自治体や地域で実施する防災訓練とあわせた避難訓練や避難所開設訓練、防災教育等を実施する。 その際、不測の事態において、その時々状況に応じて迅速かつ臨機応変に対応できる観察力や判断力、行動力等を地域住民とともに身に付け、災害対応の実効性を高められるよう、予告なしや予めシナリオを提示しないブラインド型による避難訓練、あるいは訓練後の振り返りによる改善点の共有などを行う。
(3) 関係機関等との協働による学校と地域の連携に対する支援	
県・市町村教委	学校と地域が連携した防災教育やワークショップ、あるいは学校防災マニュアル等の見直しや避難訓練等が円滑に進められるよう、拠点校に配置した安全担当主幹教諭や学校と地域の円滑な連携を促す地域コーディネーターを養成し、積極的に活用するとともに、大学などの専門機関や各自治体の防災部局、防災関係機関等との協働による支援を行う。
(4) 地域ぐるみの学校防災に係る優良事例の創出と普及等	
県教委	市町村教育委員会及び全ての学校において地域と連携した防災体制の構築が進むよう、他校の参考となるような地域ぐるみの学校防災の取組に係る優良事例を創出・発掘するとともに、実践集の作成やフォーラムの開催等を通じ、学校や地域の学校安全に係る関係者に対し広く普及する。 また、保護者や地域住民が、教職員や児童生徒等とともに震災の教訓を学び、防災に係る意識や関心を継続的に高めることができるよう、震災遺構や伝承施設、語り部等のネットワークを活用したプログラムや、災害直後に命を守る場面に加え、その後に生活を再建し復興していく過程における教訓や知恵を学ぶプログラムなどを、関係機関と連携しながら対応する。
(5) コミュニティ・スクール等を通じた継続的な連携・協働体制の構築	
学校	日頃から地域と災害特性等に係る知見を共有し、合同による訓練等を実施できるよう、地域学校安全委員会や学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活用や、セーフティプロモーションスクール認証制度の導入等により、継続的かつ組織的な連携・協働体制を構築する。